

議案第 27 号

羽生市介護保険条例の一部を改正する条例

羽生市介護保険条例（平成 12 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(保険料率)	(保険料率)
第 6 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第 6 条 <u>平成 30 年度から令和 2 年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>35, 600 円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>32, 000 円</u>
(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>53, 400 円</u>	(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>44, 800 円</u>
(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>53, 400 円</u>	(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>48, 000 円</u>
(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>64, 100 円</u>	(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>57, 700 円</u>
(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>71, 200 円</u>	(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>64, 100 円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85, 500 円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76, 900 円</u>
ア 前年の合計所得金額（租税	ア 前年の合計所得金額（租税

特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(7) 次のいずれかに該当する者 92,600円

ア 前年の合計所得金額が200万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(8) 次のいずれかに該当する者 106,900円

ア 前年の合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(9) 次のいずれかに該当する者 124,700円

ア 前年の合計所得金額が400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(10) 次のいずれかに該当する者 128,300円

ア 前年の合計所得金額が600万円未満の者であり、かつ、前

特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(7) 次のいずれかに該当する者 83,300円

ア 前年の合計所得金額が190万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(8) 次のいずれかに該当する者 96,100円

ア 前年の合計所得金額が290万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(9) 次のいずれかに該当する者 109,000円

ア 前年の合計所得金額が300万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（11） 次のいずれかに該当する者 135,400円

ア 前年の合計所得金額が800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（12） 前各号のいずれにも該当しない者 142,500円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,300円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,300円」とあるのは、「35,600円」と読み替えるものとする。

（10） 前各号のいずれにも該当しない者 112,200円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,200円」とあるのは、「32,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,300円」とあるのは、「49,800円」と読み替えるものとする。

附 則

(平成29年度における保険料率の特例)

第9条 平成29年度における保険料率は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 次のいずれかに該当する者 67,900円

ア 前年の合計所得金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7)～(10) (略)

2 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,200円」とあるのは、「44,800円」と読み替えるものとする。

附 則

(平成29年度における保険料率の特例)

第9条 平成29年度における保険料率は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 次のいずれかに該当する者 67,900円

ア 前年の合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7)～(10) (略)

2 (略)

令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の羽生市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明